

那須雪崩事故業務上過失致死傷被告事件判決 についての声明文

2024（令和6）年5月30日

那須雪崩事故被害者弁護団

那須雪崩事故遺族・被害者の会

第1 はじめに

宇都宮地方裁判所刑事部（裁判長裁判官瀧岡俊文、裁判官大槻友紀、裁判官中西大祐）は、本日、2017（平成29年）3月27日発生的那須雪崩事故について、起訴状記載の公訴事実どおり事実認定し、猪瀬修一被告人について禁固2年、菅又久雄被告人について禁固2年、渡辺浩典被告人について禁固2年の判決（以下「本判決」という。）を言い渡した。

第2 那須雪崩事故とは

- 1 那須雪崩事故は、2017（平成29）年3月27日、「春山安全登山講習会」という本来安全であるべき活動で引き起こされ、栃木県立大田原高等学校の生徒7名、引率教員1名の計8名が死亡、計40名が重軽傷を負い、高校生の部活動史上前例のない大惨事であった。

「春山安全登山講習会」は、1950年に栃木県立佐野高等学校山岳部員が雪崩に巻き込まれ、生徒教員計5名が死亡した事故を踏まえて始まったものである。そこで生じた本件事故である。

- 2 被害者参加人らは、学校、登山専門部、講師らを信頼し安心して我が子を講習会に参加させた。しかし、被告人らは、雪崩が発生しやすい悪条件下、無謀な雪山登山を決行した。安全とは名ばかりの歩行訓練を行って雪崩に巻き込まれた生徒や引率教員らが亡くなったのである。

第3 本判決の意義

- 1 本判決は、本件雪崩事故は自然災害ではなく、被告人らによる「人災」で起きた事故であり、亡くなった生徒ら・亡毛塚にはなんら落ち度はないことを改めて示した。

被告人らは、本件雪崩事故の現場付近の下見もせず、必要な情報収集もせず、杜撰な計画のもと深雪歩行訓練を強行した。生徒らや教諭の安全を第一に考えていたものではなかった。雪崩に対する備えもなく、雪崩発生後の対応も場当たり的な対応であった。すぐに連絡対応もせず初動救助活動が遅れたことから、助けられる生命も助けられなかった。

雪崩発生斜面は、前夜からの積雪、斜度、植生などから雪崩発生の危険が高かったことは、積雪期登山を指導する者であれば容易に想定できるものであった。しかし被告人らは保身を図り不合理な弁解を述べるだけで、真実を話してほしいという遺族の気持ちは踏みにじられた。被告人らは当時の積雪は15cmであると主張としていたが、客観的な事実や他の生徒や講師の証言とも異なり、実際は深雪であったことが認定された。

被告人らの雪崩事故や危機管理への認識は希薄で、主観的経験に頼った奢りが、本件事故発生の根底にある。

- 2 本判決が、上記第1項のとおり事実認定したことは、被害者弁護団、遺族として高く評価できるものである。

本判決は、学校教育における教育関係者らに、学校管理下の部活動の安全配慮義務の遵守を徹底させる上で、未来への世代への教訓として重要な意義を有する。

改めて、関係者は本判決の意義と重みを正しく受け止め、二度とこのような悲惨な山岳遭難事故を繰り返さない努力と意思を持つべきである、

3名の被告人にとどまらず、栃木県教育委員会と栃木県高等学校体育連盟は、部活動において教員の過失による事故を未然に防げなかったことを真摯に受

け止め、再発防止の在り方、安全な部活動への組織的取組、教育現場の安全意識の徹底などの制度設計を、襟を正して行うべきである。

本判決は、栃木県をはじめ全国の学校教育現場において、厳粛に受け止められるべきであって、教員の過失によって児童生徒の命を奪う事態を招いた場合、有罪判決を受けることがあることを肝に銘じ、生徒や教員の生命の尊さを改めて自覚し、日々の学校教育活動に従事すべきである。

第4 最後に

被告人らの法廷での対応は不誠実なものであった。形式的な謝罪の言葉も、被害者参加人から質問して初めて出てきたものにすぎない。

2019年のお盆以降、被告人らは遺族が弔問を求めても、弔問に来ることもなかった。被告人らとの話し合いを求めた調停手続きにおいても、被告人らはすべての調停期日に欠席し無視し続けた。本裁判においても自己保身のための虚偽の弁解を繰り返していた。

このように今日まで被告人らは、事故に対し真摯に向き合うことをせず、自らの罪を自覚していない。こうした被告人らの対応に、遺族は怒りを禁じえない。息子らを奪われ生涯癒えることのない悲しみと苦しみを負っている。

被害者参加人らは、被告人らが、言い渡された本判決の内容を真摯に受け止め、被害者参加人らの苦しみを増やさないよう、控訴することなく、服役することを望む。また、被告人らが、8名の命を奪った事故の重大性を受け止め、心から反省し、心からの謝罪することを強く求める。

以上